

日 薬 発 第 148 号
平成 30 年 8 月 2 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 安 部 好 弘

**薬剤師法施行規則の一部を改正する省令（案）に関する
パブリックコメントの募集について**

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、薬剤師法施行規則の一部を改正する省令（案）について、下記のとおりパブリックコメントの募集が開始されましたのでお知らせいたします。

今回の意見募集は、「申請手続等の見直しに関する調査－戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心として－結果に基づく勧告」（平成 30 年 3 月総務省勧告）を踏まえ、薬剤師免許申請等の際の確認書類について見直しを求めるもの等となっております。

本件について意見を提出する場合には平成 30 年 8 月 31 日（金）を期限として意見提出フォーム、FAX、郵送のいずれかの方法とされておりますので貴会会員にご周知下さいますよう宜しくお願い申し上げます。

記

- ・ 薬剤師法施行規則の一部を改正する省令（案）について（概要）
厚生労働省 医薬・生活衛生局 総務課

※詳細は以下「電子政府の総合窓口 e-Gov」をご確認ください。

http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?ANKEN_TYPE=1&OBJCD=100495

（公示日：2018 年 7 月 31 日、案件番号：495180123）

以 上

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令（案）について（概要）

平成 30 年 7 月
医 薬 ・ 生 活 衛 生 局
総 務 課

1 改正の趣旨

（１）薬剤師免許申請等の際の添付書類について

- 薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 7 条第 1 項の規定による薬剤師免許の申請等の際の添付書類については、薬剤師法施行令（昭和 35 年政令第 13 号）第 3 条等の規定により省令に委任されており、薬剤師法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 5 号）第 1 条、第 3 条、第 5 条又は第 6 条の規定に基づき戸籍謄本等を添付することとされている。
- 今般、「申請手続等の見直しに関する調査－戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心として－結果に基づく勧告」（平成 30 年 3 月総務省勧告）を踏まえ、薬剤師免許申請等の際の、氏名、生年月日及び本籍地の確認について、本籍地の記載がある住民票の写し等で確認ができる場合は、戸籍謄本又は戸籍抄本に代えて当該住民票の写し等を添付すればよいこととするもの。

（２）薬剤師免許申請書等への厚生労働大臣の氏名の記載について

- 薬剤師法第 7 条第 1 項の薬剤師免許の申請等に係る免許申請書等の様式については、薬剤師法施行令第 11 条の規定により省令に委任されており、薬剤師法施行規則様式第 1 から第 5 まで、第 6 の 2 から第 6 の 5 まで、第 7 及び第 9 において定められている。
- 今般、平成 29 年地方分権改革に関する提案募集において、医療従事者免許の各種申請に係る申請書の宛名である厚生労働大臣名の記載を廃止する要望が出されたことを踏まえ、薬剤師免許申請等の申請書様式中、厚生労働大臣の氏名を申請者が記載する欄を削除するもの（平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定））。

2 改正の内容

- 免許申請時の添付書類として、日本国籍を有する者については、戸籍謄本又は戸籍抄本の代わりに、本籍地の記載がある住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提出を可能とする改正を行う。
- また、薬剤師法施行規則様式第 1 から第 5 まで、第 6 の 2 から第 6 の 5 まで、第 7 及び第 9 において免許申請書等への厚生労働大臣名の記載を不要とする改正を行う。

3 根拠法令

- 薬剤師法施行令第 3 条及び第 11 条

4 公布日等

公布日：平成 30 年 9 月下旬（予定）

施行期日：平成 30 年 10 月 31 日（予定）